



白川郷荻町集落の自然環境を守る会 発行 平成19年 4月号

## 平成19年度守る会の活動方針

昨年の成果と課題に立ち、4月の役員会および第1回定例会で検討しました平成19年度守る会の活動方針です。この案を基に5月の定例会にて各部会の具体的な活動計画を立てる予定です。

国際フォーラム白川郷宣言の具現化をめざします！！

- (1) 隣人にやさしい心豊かで安全な共同生活のいっそうの充実
- (2) かけがえのない美しい文化遺産の保全と未来への確かな継承
- (3) 国内外の人々との文化交流を通して友好の輪の拡大

そのために・・・・！！

### 組織の強化と話し合いの充実をめざして

- ・各組・各種団体選出の委員が代表者としての責任をもち、組・団体内への報告や定例会への積極的な意見交流に努めます。
- ・現状変更申請の審議の円滑化を図るとともに、景観保全にむけた充実した話し合いを進めます。

### 景観・文化遺産の保全と未来への確かな継承をめざして

- ・財団・観光協会・有志との連携を図り、休耕地の復元にむけた取り組みを継続するとともに、地域振興につなげる方策を考えます。
- ・新交通システムの完全実施にむけ、今後のあるべき姿について意見を交流し、世界遺産にふさわしいシステムの構築に努力します。
- ・景観や遺産を守るための学習会を行い、景観を守る意義と必要性について学びます。

### 研修会への積極的な参加と情報発信をめざして

- ・全国伝統的建造物群保存地区協議会総会・研修会（高岡市）へ積極的に参加し、全国の伝建地区との比較の中から白川のあるべき姿を学び、今後の美しい文化遺産の保全と未来への確かな継承につなげます。
- ・三村交流会（今年度は白川主催）を通して、相倉・菅沼地区との友好を深めるとともに、同じ世界遺産の仲間としての諸問題を共有し、解決に努めます。
- ・広報ねそに加えHPを立ち上げ、守る会の活動状況や景観を守る大切さを内外に広く発信する環境づくりに取り組みます。

### 他団体との協賛による今年度の目玉行事！！

5月23（水）～24日（木）の全国伝建群研修会高岡市大会への研修旅行  
12月9日（日）三村交流会（荻町主催）及び財団10周年記念イベント

### 当面の問題点

- ・荻町新住宅地の今後について
- ・ナショナルトラスト旧寺口家の経費負担と有効活用に向けて

## みんなで世界遺産集落の耕地を守ろう！！

去る3月13日（火）夜、荻町公民館において世界遺産集落内の耕地の保全や復元に積極的に活動している団体との打合会を行いました。参加者は世界遺産合掌造り保存財団・白川郷観光協会・白川郷まるごと体験塾と守る会の関係者合わせて8名です。打合会では各団体の18年度における取り組み状況や今後の計画についての情報交換、収穫物の販売促進対策等について活発な意見交換を行いました。引き続き田畑の保全・復元に取り組むと共に、不利な耕作条件にもめげず地道に努力している皆さんとも連携しながら、世界遺産荻町合掌集落の景観保全のため協力し合うことを確認しました。守る会会員の皆さんにおかれましても、耕地等の保管理について一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。（副会長 板並和夫）



〔農地復元が景観保全と地域振興に〕

### = 3月の活動報告 =

- 3月4日 全国エコツアー大会事例報告（会長）
- 3月12日 荻町区集落座談会参加
- 3月13日 合掌文化館に関する会議（会長）
- 3月13日 休耕地保全復元打合会（役員）
- 3月14日 合掌造り保存財団理事会
- 3月17日 岐阜大学公民館大学発表会
- 3月18日 財団への会計監査及び会計報告
- 3月19日 3月定例会

### 平成19年度荻町の自然環境を守る会委員一覧

選出部門	氏名	役職・所属部会
選挙	三島 敏樹	会長
推薦	板並 和夫	副会長
推薦	大泉 信吾	事務局長
推薦	和田 正人	総務部長 書記・会計
推薦	根尾 俊道	一般環境部長
集落議員	長瀬 吉実	企画部長
集落議員	川田 裕	合掌環境部長
中屋組	清水 誠	・合掌環境部
東上組	平田 富雄	・一般環境部
東中組	山下 壮之	・総務部
東下組	田中 栄作	・合掌環境部
西上組	志茂 勝	・総務部
西下組	水木 愛彦	・一般環境部
橋場組	黒木 徹	・一般環境部
女性会	松古なおみ	・総務部
女性会	川田 里子	・一般環境部
女性会	矢野智代美	・企画部
青年	手塚 勇樹	・企画部
合掌組合	矢野 政幸	・合掌環境部
土産品組合	藤坂 俊幸	・企画部
宿泊業	坂井 聡	・総務部
教育委員会兼合掌財団	飯波 直文	財団局長
教育委員会	近藤 久善	文化財担当
合掌財団	下目 稔	財団職員
合掌財団	松本 継太	設計士

### = 区民の皆様へ =

建物や土地などの現状を変更する場合は許可が必要です。必ず現状変更申請をして下さい。申請書は守る会定例会（毎月10日前後）の2週間前までに財団又は各組代表の委員に提出して下さい。このことは、遺産の保全と未来への継承のためとても重要なことです。皆さんの理解とご協力をお願いします。

### 3月の協議事項（現状変更申請に関わって）

- \*\*\*\*\* 田の石積の修繕
- \*\*\*\*\* 仮設屋根撤去
- \*\*\*\*\* 薪小屋の設置
- \*\*\*\*\* サッシ窓及びカウンター取付
- \*\*\*\*\* 小窓・庇・カウンター取付

### 4月の協議事項（現状変更申請に関わって）

- 荻町区・・・仮設の橋の設営
- \*\*\*\*\* サッシの取り替え
- \*\*\*\*\* 仮設ガレージ
- \*\*\*\*\* 屋根の葺替・ペンキ塗り
- \*\*\*\*\* 建具の取り替え
- NTT・・・電柱立替工事
- \*\*\*\*\* 霜除け及び落ち屋根新設
- \*\*\*\*\* 防油堤の設置・石張工目地修繕

『仮設建造物』は、設置期限を限定し、かつ景観に配慮したものでなくてはなりません。設置前に毎回、必ず現状変更申請を提出してください。